

議案第14号

多可町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

多可町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成30年3月1日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町国民健康保険条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町国民健康保険条例（平成17年多可町条例第134号）の一部を次のように改正する。

目次中「この町が行う国民健康保険」を「この町が行う国民健康保険の事務」に改める。

第1章の章名中「国民健康保険」を「国民健康保険の事務」に改める。

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」を「国民健康保険の事務」に改める。

第2条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「協議会」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）」を「協議会」に改め、同条を第2条の2とし、第2章中同条の前に次の1条を加える。

（国民健康保険運営協議会の設置）

第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により、多可町国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第12条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

多可町国民健康保険条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>目次</p> <p>第1章 <u>この町が行う国民健康保険</u> (第1条)</p> <p style="padding-left: 20px;">第1章 この町が行う<u>国民健康保険</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(この町が行う<u>国民健康保険</u>)</p> <p>第1条 この町が行う<u>国民健康保険</u>については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p style="padding-left: 40px;">(国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 <u>国民健康保険運営協議会</u> (以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(3) (略)</p> <p>第12条 この町は、世帯主が<u>国民健康保険法</u> (昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 <u>この町が行う国民健康保険の事務</u> (第1条)</p> <p style="padding-left: 20px;">第1章 この町が行う<u>国民健康保険の事務</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(この町が行う<u>国民健康保険の事務</u>)</p> <p>第1条 この町が行う<u>国民健康保険の事務</u>については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p style="padding-left: 40px;">(<u>国民健康保険運営協議会の設置</u>)</p> <p>第2条 <u>国民健康保険法</u> (昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第11条第2項の規定により、<u>多可町国民健康保険運営協議会</u> (以下「協議会」という。)を置く。</p> <p style="padding-left: 40px;">(協議会の委員の定数)</p> <p>第2条の2 <u>協議会</u>の委員の定数は、次に定めるところによる。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(3) (略)</p> <p>第12条 この町は、世帯主が<u>法</u>第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>